

豊頃町立学校に係る  
部活動の方針の制定について

令和2年2月

豊頃町教育委員会

## はじめに

学校における部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、スポーツや文化活動に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育の一環として、生徒の資質・能力の育成に資するとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きいものである。

また、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけでなく、多様な人々との触れ合い、様々な体験を通してバランスのとれた生活や心身の成長に配慮するとともに、教師が、健康で生き生きとやりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を整えるために、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要がある。

本方針は、義務教育である中学校段階における学校教育の一環としての部活動において、生徒にとって望ましい部活動という観点に立ち、スポーツ庁が定めた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁が定めた「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や北海道教育委員会が定めた「北海道の部活動の在り方に関する方針」を参考として、本町の特色及び学校の部活動の実態を踏まえ、「豊頃町立学校に係る部活動の方針」を策定するものである。

なお、小学校段階においても、中学校の部活動と同じようにスポーツや文化等の活動を学校教育の一環として行っている場合については、学校において、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動方針の策定等

ア 校長は、学校教育目標を踏まえ、本方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定公表し、保護者や生徒の理解を得る。

イ 校長は、各部活動顧問に対し、学校の部活動に係る活動方針に基づき、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）の作成・提出を求める。

ウ 校長は、上記イの各部活動の年間計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行う。

### (2) 指導・運営に係る体制の整備

ア 校長は、部活動顧問の決定にあたっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることを踏まえ、可能な限り部活動ごとに複数顧問を配置するなど、学校全体として、適切な指導、運営及び管理に係る体制が整備されるよう十分考慮する。

イ 校長は、部活動指導員又は外部指導者を配置する場合に当たって、学校教育上の理解と適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全・事故防止の確保や事故発生後の適切な処置、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、生徒・保護者等の信頼を損なうような行為の禁止などを遵守すること等について指導し、徹底させる。

ウ 校長は、「豊頃町立学校における教職員の働き方改革推進プラン」に基づき、教職員の時間外勤務等の縮減に向けた取り組みに努める。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

### (1) 運動部活動の適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象庁等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に注意するとともに「運動部活動での指導ガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に基づき生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防やバランスの取れた学

校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。校長は、これらの取り組みに当たって、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)等も踏まえ指導・是正を行う。

イ 校長は、運動部顧問に対し、次のことを指導・徹底する。

- ・ スポーツ医・科学の見地から、過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスク高め、必ずしも体力・運動能力の向上に結びつかないこと等を正しく理解し、より良いトレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること。
- ・ 生徒の体力の向上や生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- ・ 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう指導を行うこと。
- ・ 専門的知見を有する保健体育担当教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

## (2) 文化部活動の適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気温・湿度などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理(障がい・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。校長は、これらの取り組みに当たって、学校保健安全法等も踏まえ指導・是正を行う。

イ 校長は、文化部顧問に対し、次のことを指導・徹底する。

- ・ 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことを正しく理解し、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること。
- ・ 生徒の芸術文化等の能力向上や生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- ・ 生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会、コンクール、

コンテスト、発表会等でそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの導入により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう指導を行うこと。

- ・ 専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

### (3) 部活動用指導手引きの普及・活用

校長は、部活動顧問に対し、関係団体等が作成した部活動用指導手引きを活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うよう指導する。

## 3 適切な休養日等の設定

- (1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程の活動、部活動、学校外の活動、その他食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、次に掲げる日は、可能な限り休養日とするよう努める。

- ・ 定期テスト前の3日間
- ・ 体育祭や文化祭等の振替休日
- ・ 入学式・卒業式・始業式・終業式の日

イ 休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

ウ 大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会等（中体連、中文連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合）は、代替の休養日を設ける。

エ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うとともに、生徒が部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長い休養期間（オフシーズン）を設ける。

オ 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間で合理的でかつ効率的・

効果的な活動を行う。

カ 学校の休業日の活動時間は、大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合や中体連や中分連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合は、下記(2)の活動時間の上限の範囲内での活動を行うことができる。ただし、こうした取り組みをした場合であっても、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や部活動指導に関する教師の負担軽減に十分に留意するとともに、気象庁等の高温注意報が発せられた当該地域・時間帯は、原則として活動を行わない。

- (2) 上記(1)に掲げる原則（休養日～週2日以上(平日1日以上・週末1日以上)活動時間～平日2時間程度・休業日3時間程度）の特例（大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合）の設定に当たっては、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や部活動指導に関する教師の負担軽減の観点から、活動時間の上限は次のとおりとする。

ア 活動時間の上限

1日の活動時間の上限は、長くとも平日は3時間程度、学校休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

- (3) 本町の地域特性から、積雪のため屋外での活動が制限される部活動や主に冬季に行われる部活動等についても、休養日及び活動時間は上記(1)の喜寿運を原則とするが、原則どおり運用することが困難と校長が認める場合は、ある程度長い休養期間（オフシーズン）を設けることを前提に、特例的な取り扱いとして、次のような実施の仕方も考えられる。

ア 休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で1年を52週と考え、年間累計で104日以上とすること。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とすること。

イ 活動時間は、長くとも平日3時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日は2時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）が3時間程度となるよう実施すること。ただし、こうした実施の仕方の場合であっても、成長期にある生徒のバランスのとれた生活を送ることができるよう上記(1)の基準と異なる休養日や活動時間の設定が常態化しないよう、休養日や活動時間を設定する。

- (4) 教育委員会は、校長が策定する1(1)アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定当たり、適宜、支援及び指導・是正を行う。

- (5) 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、本方針及び地域や学校の実態を踏まえ、各

部活動の休養日及び活動時間等を設定し公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

#### 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

##### (1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 校長は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう、適正な数の部活動や生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるよう、部活動の設置について十分検討する。

イ 校長は、生徒数の減少等により、単一の学校では特定の競技・文化活動を行うことができない場合は、関係する複数校による合同部活動を設置することができる。この場合、関連する校長と協議し、教育課程との関連を勘案して、平日の練習場所や週末・大会等の直前の合同練習などの活動内容において、生徒や部活動顧問の過度の負担とならないよう指導する。

なお、合同練習などを行う際の移動時間は、生徒の部活動時間を含めないこととするが、長時間の移動を伴う合同練習等の実施に当たっては、成長期にある生徒が、教育課程の活動、部活動、学校外の活動、その他食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮した実施回数とする。

##### (2) 地域との連携

ア 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者がともに子供の健全な成長を図るため、生徒を支援するパートナーという考えのもと、生徒のスポーツ・文化活動の環境の充実を図る観点から、学校や地域の実情に応じて、地域のスポーツ・文化団体等の協力や社会教育事業・社会体育施設の活用など連携強化を図り、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

#### 5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、本方針「3 適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、部活動の教育的意義、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないこと等を総合的に考慮し、学校の部活動が参加する大会等（地域からの要請により参加する地域行事・催し等を含む。）の全体を把握し、参加する大会等を精査する。

## 6 部活動の充実に向けて

### (1) 部活動指導の充実を図る取り組み

教育委員会及び校長は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資する情報の周知・普及に努める。

### (2) 女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題（女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足（注）無月経及び骨粗しょう症）貧血等）の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

（注） 「利用可能エネルギー」とは、食事からとる摂取エネルギーから運動により消費されるエネルギーを引いた残りのエネルギー量を指す。これは基礎代謝や日常活動に使用可能なエネルギー量である。つまり、「利用可能エネルギー不足」とは、運動によるエネルギー消費量に対して、食事などによるエネルギー摂取量が不足した状態を指しこの状態が続くと、身体 の諸機能に影響を及ぼすと考えられる。

### (3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問に対して、指導目的、技術等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提であり、指導に当たっては、体罰や生徒の人間性・人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されないことを指導・徹底する。

### (4) 部活動内の生徒間の人間関係の形成、リーダー育成等の集団づくり

校長は、部活動が複数の学年の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特性を持っていることを踏まえ、部活動顧問に対し生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等望ましい人間関係や人権感覚の育成に努め、生徒への目配り等により部活動内における暴力行為やいじめ等の防止を含めた、適切な集団づくりに留意するよう指導・徹底する。

### (5) 家庭や地域との連携を図る取り組み

校長は、部活動参観などの機会を設け、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

また、上記5の「参加する大会等の見直し」に当たっては、部活動が、地域



の人々の協力や関係団体との連携など、学校と地域がともに子供を育てるとい  
う視点が重要であることに十分に配慮して判断する。

(6) 障がいのある生徒の部活動の充実

教育委員会は校長からの要請に基づき、障がいのある生徒が大会等に出場・  
参加することができるよう配慮することについて、必要に応じて大会等の主催者や競  
技団体に働きかける。

また、校長は、部活動を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する  
場を設けるよう努める。

## 終わりに

本方針は、学校の取り組み状況などを踏まえるとともに、国（文部科学省、文  
化庁、スポーツ庁等）や中央教育審議会、北海道教育委員会の動向等も注視しな  
がら必要に応じて内容の見直しを行う。その際、校長は、速やかに「学校の部活  
動に係る活動方針」の内容についても必要な見直しを行う。